



福岡医発第 702 号 (地)
平成 26 年 6 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療施設における防火対策徹底のための関係機関の更なる連携について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県建築部局では、平成 25 年 10 に発生した福岡市内の有床診療所火災を受け緊急点検が実施されており、その結果、建築基準法に基づく建築確認(※)が必要であるにも拘らず、当該申請がなされないまま増築されている建築物や建築基準法に適合しない改修等の違反について指摘されております。

このような状況を鑑み、県行政においては、施設の防災強化を図るため、総務部防災危機管理局消防防災指導課、保健医療介護部医療指導課及び建築都市部建築指導課(以下、「県関係部局」とする。)が連携のうえ、福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市を除く県域の各消防本部、保健福祉(環境)事務所及び県土整備事務所(以下、「県域の関係機関」とする。)に対し、更なる連携強化並びに情報共有を図るよう求められております。

具体的には別紙に記載のとおりですが、保健福祉(環境)事務所から県土整備事務所への情報提供等として、病院・有床診療所の開設許可(事項変更許可)申請時に建築確認を得ている建築物については、申請者(医療機関管理者)に建築確認済証の写しを、使用許可申請時に検査済証の写しの提出を求めることとされております。また、医療法第 25 条に基づき保健福祉(環境)事務所が実施する医療機関に対する立入検査(以下「立入検査」とする。)において、対象医療機関の同意を得たうえで、県土整備事務所職員も同行し別紙のチェックリストを用いて防災体制の確認がなされることとされ、県関係部局連名で県域の関係機関に別添の通知が発出される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、医療機関を新築または増改築される場合は、法定の届出や申請が必要な場合がありますので、所管の県土整備事務所に事前に確認いただくよう、貴会会員へ周知徹底いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、

- 1) 立入検査について、県土整備事務所職員はあくまでも専門職としての同行であり、建築物に不適合箇所が判明した場合でも、医療法に基づく指導には該当しない(改善要望事項)ことを確認しております(非公表)。ただし、その内容は、上記関係機関間で情報共有さ

れ、必要に応じて関係機関より助言・アドバイス等が行われます。

- 2) 本件につきましては、本会より県担当部局に対し、現場での混乱を防ぐためにも、立入検査実施前に必ず各保健福祉（環境）事務所は各郡市医師会に対し直接説明するよう申し入れております。
- 3) 福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市においても県同様の対応が検討されておりますので、関係医師会におかれましては、各市へ確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※建築物を建てる（増改築含む）際に、その計画が建築基準法令および建築基準関係規定に適合しているかどうか、工事着工前に行政庁の建築主事等に建築確認の申請を行う必要があります。【参考資料参照】

各消防本部消防長 殿
各保健福祉環境事務所長 殿
(総務企画課)
各県土整備事務所長 殿
(建築指導課)

総務部防災危機管理局消防防災指導課長

保健医療介護部医療指導課長

建築都市部建築指導課長

医療施設における防火対策徹底のための関係機関の更なる連携について（通知）

平成25年10月に発生した福岡市内の診療所火災につきましては、入院患者を含む10の方が犠牲となりました。この火災では、防火戸が機能しなかったことが、被害の拡大につながった要因の一つと言われています。

今回の火災を受け建築部局が実施した緊急点検では、建築確認が必要であるにもかかわらず、当該申請がなされないまま増築されている建築物や建築基準法に適合しない改修などの違反が見受けられました。

つきましては、今後、このような災害を防止するため、各消防本部、福岡県保健福祉（環境）事務所及び福岡県県土整備事務所において、下記のとおり更なる連携を図っていただくようお願いいたします。

記

- 1 医療施設に係る関係機関連携会議の実施
別紙のとおり関係機関の連携会議を実施する。
- 2 保健福祉(環境)事務所から県土整備事務所への情報提供等※¹
開設許可（事項変更許可）申請時、建築確認を得ている建築物については、申請者に建築確認済証の写しを、使用許可申請時に検査済証の写しを添付させることとする。
建築確認を得ていない建築物のうち、面積又は用途の変更を伴う開設許可（事項変更許可）申請については、その書類※²の写しを送付するなど、県土整備事務所建築指導課に情報提供※³を行う。なお、開設届（事項変更届）時も同様とする。
(※1) 対象施設：病院、有床診療所、入所施設のある助産所
(※2) 申請書及び平面図
(※3) 県土整備事務所が同じ庁舎内にない場合、本庁建築指導課（建築審査係）に使送いただければ、管轄の県土整備事務所に配送します。
- 3 保健福祉（環境）事務所が実施する医療施設に対する立入検査において、県土整備事務所は、対応が可能な範囲で同行する。
- 4 消防本部及び県土整備事務所との情報共有等
各消防本部は、立ち入り調査等で違反の疑いのある場合は、県土整備事務所に情報の提供を行う。

医療施設に係る関係機関（消防本部、保健福祉環境事務所、県土整備事務所建築指導課）
連携会議について（実施案）

1 背景

昨年 10 月に発生した福岡市内の診療所火災においては、関係機関の連携不足が指摘されている。これまで、本県建築指導部局（本庁建築指導課、県土整備事務所建築指導課）においては、必要に応じて連絡をとり連携してきたところであるが、医療施設については、火災事故時被害が大きくなる蓋然性を踏まえ、関係部局の連携を強化する必要がある。

2 目的

施設に関して、詳細な情報と指導権限を持って立ち入り調査等を実施している関係機関が定期的に会議を開催することによって情報の交換、共有を行い、実効性のある指導を行う。

3 連携会議開催時期及び回数等

◎定期会議 年度当初の時期に 1 回開催

◎随時会議 各機関が違反等を発見した場合及び施設管理等に疑義が生じた場合に開催
※各県土整備事務所が主催し、県土整備事務所単位での開催を基本とする。

4 会議における協議事項

①当該年度の立ち入り対象建築物及びスケジュール

・関係機関の立ち入り対象建築物及びスケジュール等について報告する。合同立ち入り等の必要性の検討。

②立ち入り調査等の調査状況の報告と意見交換

・立ち入り調査の結果報告
・引き続き指導すべき対象建築物の検討

③違反及び維持管理状況についての情報交換

・消防訓練の状況、防火管理者等の選定状況、医療法の届け出状況
・建築基準法第 12 条に基づく定期報告の状況等

④その他

申請窓口等における指導方策

所有者・管理者等への防災意識の普及啓発方策

管轄一覽(消防、医療、建築)

管轄	消防本部	保健福祉環境事務所	県土整備事務所
	名 称	名 称	名 称
筑紫野市 春日野市 大宰府市 筑紫郡	筑紫野大宰府消防組合消防本部 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	那珂県土整備事務所 建築指導課建築審査係
古賀市 糟屋郡	糟屋南部消防本部 糟屋北部消防本部	粕屋保健福祉事務所 総務企画課企画指導係	福岡県土整備事務所 建築指導課建築審査係
糸島市	糸島市消防本部	糸島保健福祉事務所 総務企画課企画指導係	
宗像市 福津市 遠賀市	中間市消防本部 宗像地区消防本部 遠賀郡消防本部	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	北九州県土整備事務所 建築指導課建築審査係
直方市 宮若市 鞍手郡	直方市消防本部 直方鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	直方県土整備事務所 建築指導課
飯塚市 嘉穂郡 嘉穂市	飯塚地区消防本部		飯塚県土整備事務所 建築指導課建築審査係
田川市 田川郡	田川地区消防本部	田川保健福祉事務所 総務企画課企画指導係	田川県土整備事務所 建築指導課
朝倉市 朝倉郡	甘木・朝倉消防本部	北筑後保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	朝倉県土整備事務所 建築指導課
うきは市 小郡市 三井郡	久留米広域消防本部★ (三井消防、浮羽消防)		久留米県土整備事務所 建築指導課建築審査係
八女市 筑後市 八女郡	筑後市消防本部 八女市消防本部	南筑後保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	八女県土整備事務所 建築指導課
柳川市 みやま市 大川市 三潁郡	柳川市消防本部 大川市消防本部 久留米広域消防本部★(三潁消防) みやま市消防本部		南筑後県土整備事務所 柳川支所 建築指導課
行橋市 豊前市 京築郡 築上郡	行橋市消防本部 苅田町消防本部 京築広域消防本部	京築保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係	京築県土整備事務所 建築指導課

2 6 建 第 号
平成 2 6 年 6 月 日

各政令市消防局長
久留米広域消防本部消防長
大牟田市消防本部消防長
各保健所設置市医務主管課長
各特定行政庁建築主務課長

殿

総務部危機管理局消防防災指導課長

保健医療介護部医療指導課長

建築都市部建築指導課長

医療施設における防火体制徹底のための関係機関の更なる連携について（情報提供）

日頃より、県行政に御協力賜り感謝申し上げます。

さて、標記について、本県におきましては、別添（写し）のとおり取組むことと致しました。

つきましては、貴市におきましても同様の取組みを行うなど、防火対策徹底の一助としていただきたく情報提供いたします。

26〇〇第〇〇〇号
平成26年〇月〇日

〇〇医院 管理者 殿

福岡県〇〇保健福祉(環境)事務所長

平成26年度診療所立入検査の実施について（通知）

このことについて、医療法第25条第1項の規定に基づき貴診療所の立入検査を下記により実施しますので通知します。

つきましては、立入検査当日の管理者の立会い及び下記書類の事前の作成等についてよろしくお願いします。

記

- 1 立入検査日時 平成26年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分
- 2 事前に記入していただく書類
 - (1) 平成26年度立入検査表
 - (2) 労働者派遣職員名簿
 - (3) 調査票（医療安全管理・院内感染対策・医薬品・医療機器、個人情報保護、医療情報システム、感染性廃棄物）
- 3 医療従事者の確認については、免許証原本又は管理者（院長）が原本照合した写しのいずれかで資格の確認をします。
- 4 立入検査の結果は後日文書で通知します。医療法上不適合事項がある場合は不適合事項の改善状況、改善計画の報告についてよろしくお願いします。
- 5 立入検査の開始時間は、多少前後することがありますのでご了承ください。
- 6 建築部局職員の同行について

昨年10月の福岡市内での診療所火災事故を受け、今年度から防火体制の確認のため、建築部局の職員が同行いたしますのでご了承ください。

連 絡 先 福岡県〇〇保健福祉(環境)事務所 総務企画課企画指導係 電 話 担 当

病院及び有床診療所における防火・防災対策に関するチェックリスト

医療機関名			点 検 日	平成 年 月 日
点 検 項 目			点検結果 ○・×	参 考 事 項 【根拠法令】
1 建築物の防火上の構造等				
① 増改築を行った場合には、必要な届出等がなされているか。				医療法第7条、医療法施行令第4条
② 病室等には、採光及び換気のための一定面積以上の窓が設けられているか。				建築基準法第28条、建築基準法施行令第19条 ・ 病室は床面積の7分の1
③ 常に閉まっている状態の防火戸は、急激に閉まらないなど適切に作動しているか。				建築基準法施行令第112条第14項
④ 煙や熱を感知して作動する（随時閉鎖式）防火戸や防火シャッターは、3年以内に資格を有する者によって点検しているか。				建築基準法第12条第1項
⑤ 随時閉鎖式の防火戸及び防火シャッターが避難経路上にある際、通り抜けができるくぐり戸が設置されているか。				建築基準法施行令第112条第14項
⑥ 避難階段、特別避難階段の防火戸の開く方向は、避難する方向に開くことができるか。				建築基準法施行令第123条第1項
⑦ 防火戸・シャッターの閉鎖に障害となる物品を置いたり、ストッパー等で扉を固定して閉まらない状態にしていないか。				消防法第8条の2の4
⑧ 避難階段から屋外への出口等避難用の出口に設ける戸の施錠装置は、屋内から鍵を用いず開錠できる構造となっているか。				建築基準法施行令第125条の2
⑨ 敷地内には、屋外避難階段及び屋外への出口から道等まで避難上必要な幅員1.5m以上の通路が確保されているか。				建築基準法施行令第128条
⑩ 避難経路上に避難障害となる物品が置かれていないか。				消防法第8条の2の4
⑪ 2階以上の階に病室を有するものは、患者の使用する屋内の直通階段が二以上設けられているか。 ただし、患者の使用する屋内の直通階段を一とした場合にあっては、いずれの場所からも2方向に避難経路が確保されているか。				医療法施行規則第16条第1項第8号 建築基準法施行令第121条 要綱第4-16
2 防火設備の整備と点検				
① 消防設備等の定期点検を実施し、不備事項があれば早急に改修しているか。				消防法第17条の3の3
② 消防設備等の定期点検結果は消防（署）長へ報告しているか。				消防法第17条の3の3
③ 廊下や階段等に非常用の照明装置が設けられているか。				建築基準法施行令第126条の4
④ カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は防災性能を有するものとしているか。				消防法第8条の3
⑤ 消火、避難・誘導、搬送のための携帯用マイク、懐中電灯、防煙マスク、担架、車椅子等が備えられているか。				要綱第5-13
⑥ 消火器等の消火用の機械又は器具が備えられているか。				医療法施行規則第16条第1項第16号

建築基準法の概要

建築基準法は、国民の生命、健康、財産を守るため、建築物に求められる性能などのうち、建築物やそれによって構成される市街地の安全、衛生等を確保するために必要な基準が定められています。



地震による被害例（阪神・淡路大震災）

1 建築物の安全・衛生を確保するための基準

建築物の使用者の生命、健康等を守るための次のような基準で、すべての建築物に適用されます。

地震、台風、積雪等に対する

建築物の安全性の基準



火災による延焼、倒壊の防止、階段までの避難施設の設置等に関する

火災時の安全性の基準



居室の採光、換気、給排水設備、衛生設備等の

環境衛生に関する基準



2 市街地の安全、環境を確保するための基準

良好な市街地環境を確保するための次のような基準で、原則として都市計画区域内の建築物に適用されます。

敷地が一定の幅員以上の道路に接することを求める基準



都市計画において定められた用途地域ごとに建築することができる建築物に関する基準



建築物の容積率、建ぺい率の制限、高さの制限、日影規制等に関する基準



建築の手続き

建築物の安全性などを確保するために、建築物を建てる際には、行政の建築主事または民間の指定確認検査機関による審査や検査を受け、一定以上の規模の建築物は、構造計算適合性判定機関の判定を受けなければならないこととなっています。

1 建築確認

建築物を建築しようとする人は、都道府県や市町村の建築主事または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法等の基準に適合していることの審査を受けなければなりません。

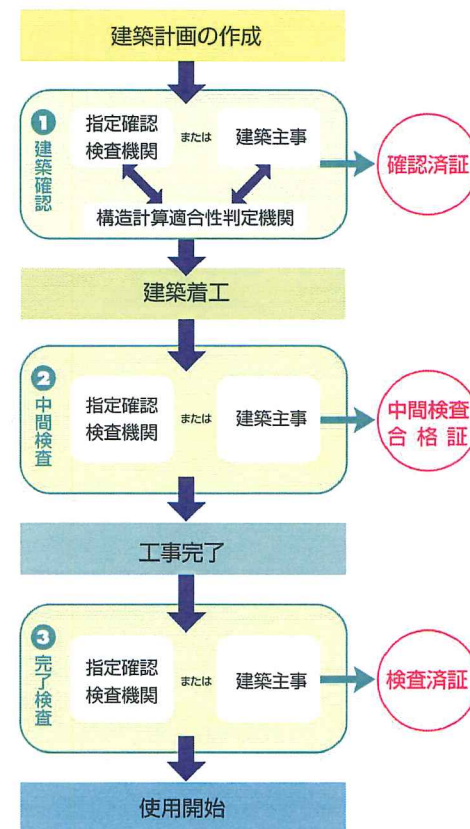
2 中間検査

特定工程を含む建築物については、特定工程が終了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

*特定工程…建築基準法7条の3第一項で定められており、法定化された特定工程と行政庁が指定する特定工程があります。

3 完了検査

建築確認を行わなければならない建築物については、工事が完了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。



構造計算適合性判定について

平成19年6月20日に施行された改正建築基準法により、一定規模以上の建築物に対し、二重の構造計算チェックが課されることになりました。これは、より安心・安全な建築物の建築を目指し、建築主事等が行ってきたチェックに、都道府県知事又は知事が指定する指定構造計算適合性判定機関によるチェックを加えた制度です。

*一定規模以上…木造で高さ13m超または軒高9m超、鉄骨造で4階以上等、鉄筋コンクリート造で高さ20m超等の建築物が対象になります。

